

鳥獣被害防止緊急対策防護柵等貸与申込書  
兼防護柵等使用貸借契約書

令和 年 月 日

浪江町長 様(貸主)

申請者(借主)

住所

氏名

印

※本人自筆の場合は押印不要

電話

浪江町が所有する鳥獣防護柵及び関係資材について、下記により貸与くださいますよう申し込みま

1 対策したい獣種

--

2 貸与を希望する防護柵の種類

電気柵設備 ・ ワイヤーメッシュ柵 ・ 複合柵(ニホンザル対策用)

3 防護柵等の設置場所(書ききれない場合は別紙に記載)

設置ほ場所在地	土地所有者	地目	作付品目	出荷先
大字 字				

※土地所有者が申請者ではない場合、土地所有者の了解を得ていることが確認出来るもの(農地の受委託契約書の写し等)をご提示ください。

4 出入口、本体の希望数(ワイヤーメッシュ柵の場合は記入不要)

出入口:	箇所	本体:	個
------	----	-----	---

※外周合計が1,100mまでのほ場は本体1個で設置可能です。

5 防護柵の設置予定

納品希望日:	月 日	設置開始日:	月 日
設置完了日:	月 日	報告日:	月 日

※物品の確保状況により希望時期に添えない場合もございますのでご理解ください。  
※電気柵はご自宅、ワイヤーメッシュ柵はご指定いただいたほ場への配送となります。  
※設置報告後、設置状況の点検と撮影を町が行います。

6 届け先(ワイヤーメッシュ柵は220cm×130cmの柵が積める場所をご記入ください)

--

7 その他の契約内容

- (1) 借主は納品日から2か月以内に設置を行い、設置終了後速やかに貸主へ報告を行う。当初の配置図を変更して設置する際も、設置前に貸主に変更の旨を報告する。
- (2) 電気柵の段数は3段とする。
- (3) 設置した防護柵により、対人・対物事故が発生した場合、借主がその一切の責任を負う。
- (4) 貸与を受ける期間は貸与を受けた日から5年間とする。また、貸与期間中に本契約を解除するときは、解除する日の1か月前までに書面により借主へ通知する。
- (5) 貸与は無償とする。
- (6) 貸与を受ける防護柵・資材等は、当該獣害対策に関する以外には使用しない。借主は、善良な管理者として防護柵等を管理し、借主の責めに帰すべき事由により棄損が生じた場合は、速やかに書面により貸主に報告し、借受したものと同等の物を購入することとする。貸与期間が満了した時点で契約は終了し、満了日翌日をもって防護柵等は借主に帰属するものとする。
- (7) その他貸与について、疑義が発生したときは双方の協議の上決定する。
- (8) **貸主は防護柵の貸付のみを行い、設置は借主が行う。**

鳥獣被害防止緊急対策防護柵等貸与申込書  
兼防護柵等使用貸借契約書

令和 5年 5月 1日

浪江町長 様(貸主)

申請者(借主)

住所 浪江町大字幾世橋字六反田7-2

氏名 浪江 太郎

印

※本人自筆の場合は押印不要

電話 0240-34-0246

浪江町が所有する鳥獣防護柵及び関係資材について、下記により貸与くださいますよう申し込みま

1 対策したい獣種

イノシシ

2 貸与を希望する防護柵の種類

電気柵設備 ・ ワイヤーメッシュ柵 ・ 複合柵(ニホンザル対策用)

3 防護柵等の設置場所(書ききれない場合は別紙に記載)

設置ほ場所在地	土地所有者	地目	作付品目	出荷先
大字幾世橋字六反田7-2	本人	畑	玉ねぎ	道の駅

※土地所有者が申請者ではない場合、土地所有者の了解を得ていることが確認出来るもの(農地の受委託契約書の写し等)をご提示ください。

4 出入口、本体の希望数(ワイヤーメッシュ柵の場合は記入不要)

出入口: 4箇所 本体: 2個

※外周合計が1,100mまでのほ場は本体1個で設置可能です。

発注から納品までの目安  
電気柵: 7~10日程度  
ワイヤーメッシュ: 2週間程度

5 防護柵の設置予定

納品希望日:	6月10日	設置開始日:	6月12日
設置完了日:	6月15日	報告日:	6月15日

※物品の確保状況により希望時期に添えない場合もございますのでご理解ください。  
※電気柵はご自宅、ワイヤーメッシュ柵はご指定いただいたほ場への配送となります。  
※設置報告後、設置状況の点検と撮影を町が行います。

6 届け先(ワイヤーメッシュ柵は220cm×130cmの柵が積める場所をご記入ください)

申請者住所と同じ

7 その他の契約内容

- (1) 借主は納品日から2か月以内に設置を行い、設置終了後速やかに貸主へ報告を行う。当初の配置図を変更して設置する際も、設置前に貸主に変更の旨を報告する。
- (2) 電気柵の段数は3段とする。
- (3) 設置した防護柵により、対人・対物事故が発生した場合、借主がその一切の責任を負う。
- (4) 貸与を受ける期間は貸与を受けた日から5年間とする。また、貸与期間中に本契約を解除するときは、解除する日の1か月前までに書面により借主へ通知する。
- (5) 貸与は無償とする。
- (6) 貸与を受ける防護柵・資材等は、当該獣害対策に関する以外には使用しない。借主は、善良な管理者として防護柵等を管理し、借主の責めに帰すべき事由により棄損が生じた場合は、速やかに書面により貸主に報告し、借受したものと同等の物を購入することとする。貸与期間が満了した時点で契約は終了し、満了日翌日をもって防護柵等は借主に帰属するものとする。
- (7) その他貸与について、疑義が発生したときは双方の協議の上決定する。
- (8) 貸主は防護柵の貸付のみを行い、設置は借主が行う。